

公立大学法人沖縄県立芸術大学学部長等選考規程

令和4年2月10日

沖芸大規程第54号

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学（以下「本学」という。）に置く学部長、研究科長、附属図書・芸術資料館長及び芸術文化研究所長（以下「学部長等」という。）の選考及び任期に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考機関)

第2条 学部長等の選考は、学長が行う。

(選考の時期)

第3条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、学部長等の選考を行う。

- (1) 学部長等の任期が満了するとき。
- (2) 学部長等が辞任を申し出たとき。
- (3) 学部長等が欠けたとき。

2 学部長等の選考は、原則として、前項第1号に該当する場合は任期満了の1月前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合は速やかに行うものとする。

(学部長等の要件)

第4条 学部長等は、任期の開始日において次に掲げる各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 学部長及び研究科長にあつては当該学部又は当該研究科に所属する専任の教授、附属図書・芸術資料館長及び芸術文化研究所長にあつては本学の専任の教授であること。
- (2) 学部長等に任命された場合において、その任期中に定年に達しない者であること。ただし、再任の場合はこの限りでない。
- (3) 教授として十分な教育研究業績を有し、大学運営に関し識見を有する者であること。

(推薦等)

第5条 次の表の左欄に掲げる学部長等については、その区分に応じ、同表の中欄に掲げる教授会又は研究科委員会が同表の右欄に掲げる人数の候補者を推薦し、その中から、学長が選考し、理事長が任命する。

学部長等	推薦機関	推薦人数
学部長	学部教授会	2名
芸術文化学研究科長	当該研究科委員会	2名
芸術文化研究所長	芸術文化研究所教授会	2名

2 造形芸術研究科長及び音楽芸術研究科長については、当該研究科の基礎となる学部の学部長をもって充てる。ただし、学部長が当該研究科の職を兼務しない場合の当該研究科長の任命手続は、前項の規定を準用する。

3 附属図書・芸術資料館長については、学長が選考し、理事長が任命する。

(推薦の手続)

第6条 教授会及び研究科委員会は、前条の規定に基づき候補者を推薦しようとするとき

は、各所属における専任（芸術文化研究所においては兼担教員含む）の教授、准教授及び講師による投票を行い、選出するものとする。

2 前項の投票の実施方法等については、それぞれの教授会、研究科委員会が別に定める。
（候補者の差戻し）

第7条 学長は、前条の手続を経て推薦された候補者が適任でないと判断した場合は、推薦した教授会又は研究科委員会に差戻すことができる。

（選考結果の報告）

第8条 学長は、第5条の規定に基づき学部長等を選考した場合には、その結果を推薦した教授会又は研究科委員会に報告するものとする。

（任期等）

第9条 学部長等の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、学部長及び研究科長は、引き続き2期を超えて在任することができない。

2 第3条第1項第2号及び第3号の場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第4条第2号ただし書きの規定に基づき再任された学部長等の任期は、定年退職日までとする。

（解任）

第10条 学長は、学部長等がその職務を十分に果たさず、大学運営に重大な支障をもたらした場合又は重大な支障をもたらすおそれが高い場合には、解任することができる。

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則（令和4年2月10日理事長決裁）

1 この規程は、令和4年2月10日から施行する。

2 公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立後に最初に任命された学部長等の職にある者の任期については、法人設立前日までに当該職にあった期間を通算する。

附 則（令和4年12月22日理事長決裁）

この規程は、令和4年12月22日から施行する。

附 則（令和6年2月1日理事長決裁）

この規程は、令和6年2月1日から施行する。